

## ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

### お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは  
依存症対策全国センター（NCASA）の  
ホームページをご覧ください。



#### 依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】  
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会  
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】  
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会  
090-1404-3327

## 貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



### お問い合わせ先

#### 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



#### 全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性<sup>®</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン  
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は  
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁  
Financial Services Agency

# 多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、  
国（財務局）・都道府県で  
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、  
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお  
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人  
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま  
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。  
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を  
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/  
association/dark\\_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、  
毅然とした態度で、  
無視しましょう。

※連絡を取ることが  
あなたの情報を  
与えることになります。



もし被害にあってしまったら  
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、  
「日本貸金業協会」、  
「都道府県庁の相談窓口」、  
「消費生活センター」、「警察」などに  
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも  
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/  
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



## 多重債務に関するお問い合わせ先

### 一般消費者向け相談窓口

四国財務局 多重債務者相談窓口	087-811-7801
高知県立消費生活センター ※県内各市町村の相談窓口でも対応しております。	088-824-0999
消費者ホットライン ※お近くの市町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス高知	050-3383-5577
高知弁護士会法律相談 高知弁護士会法律相談センター【有料・要予約】	0570-078395 (ナビダイヤル)
高知県司法書士会 総合相談センター	088-822-4867
高知県司法書士会 総合相談センター	088-825-3143

### 事業者向け相談窓口

四国財務局 多重債務者相談窓口	087-811-7801
高知県 商工労働部 経営支援課	088-823-9905
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談。 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
高知県司法書士会 総合相談センター	088-825-3143

## 市区町村の相談窓口

高知市	高知市消費生活センター（くらし・交通安全課）	088-823-9433
南国市	南国市消費生活センター（商工観光課）	088-880-6205
幡多広域市町村圏 事務組合	幡多広域消費生活センター	0880-34-8805
室戸市	産業振興課	0887-22-5116
安芸市	商工観光水産課	0887-35-1011
南国市	商工観光課	088-880-6560
土佐市	産業振興課	088-852-7679
須崎市	元気創造課	0889-42-3951
宿毛市	企画課	0880-62-1255
土佐清水市	観光商工課	0880-82-1115
四万十市	環境生活課	0880-35-4147
香南市	商工観光課	0887-50-3013
香美市	商工観光課	0887-53-1084
東洋町	産業建設課	0887-29-3395
奈半利町	住民福祉課（奈半利町立福祉センター）	0887-38-4204
田野町	地域振興課	0887-37-9316
安田町	町民生活課	0887-38-6712
北川村	経済建設課	0887-32-1222
馬路村	健康福祉課	0887-44-2112
芸西村	産業振興課	0887-33-2113
本山町	まちづくり推進課	0887-76-3916
大豊町	地域福祉課	0887-72-0450
土佐町	企画推進課	0887-82-2450
大川村	総務課	0887-84-2211
いの町	産業経済課	088-893-1115
仁淀川町	企画振興課	0889-35-1082
中土佐町	まちづくり課	0889-52-2365
佐川町	住民課	0889-22-7706
越知町	産業課	0889-26-1105
梶原町	保健福祉課	0889-65-1170
日高村	産業環境課	0889-24-4647
津野町	町民課	0889-55-2314
四万十町	にぎわい創出課	0880-22-3281
大月町	産業振興課	0880-73-1115
三原村	総務課	0880-46-2111
黒潮町	産業推進室 商工係	0880-43-2113